本道路公団等民営化関係法施行法参照条文

第百六十八条ノニー会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニーのでは、1975年の、1975年の、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975年のでは、1975

左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ発起人全員 ノ同

第 ル百 (百八十条)第百七十七条丿規定ニ依ル払込及現物出資丿給付アリタルトキ八発起人八遅滞ナク創立総会ヲ招集スニー株式丿発行価額中資本ニ組入レザル額ーー株式丿種類及数意ヲ以テ之ヲ定ム

コトヲ要ス

略

シトキ八創立総会終結ノ日又八第百八十五条若八前条第四項ノ手続終了ノ日ヨリニ週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス七十三条又ハ第百七十三条ノニノ手続終了ノ日、発起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケザリ第百八十八条 株式会社ノ設立ノ登記ハ発起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケザリ項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料「項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第百七十三条第二項タ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スル第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料(前第百七十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料(前第百八十一条 定款ヲ以テ第百六十ハ条第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ発起人ハ之ニ関スル調査ヲ為サシム

株式ノ発行価額ノ二分ノーヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得一百八十四条ノニ(略)

第十六条 蓩 の引 継

道路整備特別指置法(昭和三十一年法律第七号)(抄) 道路上、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事方法 三、工事等 第二条の二の規定に基づき新設し、又は改築) (日本道路公団は、第十六条第二項を記載した工事実施計画書に入て、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (日本道路の通行者又は同大学な会別で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けて、当該道路を新設し、又は改築) 第二条の二の規定に基づきが、同様とする。 (日本道路の通行者又は別主に表づき新設し、又は改築した高速自動車国道について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 第二条の二 国土交通大臣の規定に基づきが立めに基立を徴収することができる。 といかわらず、国土交通大臣の規定に基づきるときし、同様とする。 「本道路の通行者又は利用者がその通行とは第二十二年法律第七十九号)第六条の規定に本を徴収さるときし、同様とする。 第二条の二 国本道路公司は、第二条の規定に基づき、同様とする。 第二条の二 国本道路公司は、第二条の規定に基づきる。 第二条の二 国本道路公司は、第二条の一、対立、日本道路公司は、第二条の一、日本道路公司のであること。 1 当該道路の通行とは、日本道路公司のであることが、日本道路公司のであること。 1 通常には、日本道路公司のであるときし、国土交通大臣の規定により、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のに、日本道路公司のは、日本道路公司のは、日本道路公司のは、日本道路公司の、日本道路公司のは、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司の、日本道路公司

4 2 .

5

、項 国の 「土交通大臣の許可を受けなければならない。 許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、 第六号又は第七号に掲げる事項を

第 て三(~ ~ るー るー 5に掲げる条件が存する場合には、国4項の許可(同条第四項の許可を含む。特例) 国土交通大臣 以下同じ。 の許可を受け)を受けて料金 17、これらの2料金を徴収し

相互に代替関係にあることにより、 交通

を一体として行なうことが適当であると認められ こる特別 の 事 情 が あ

- 4 臣の 可道 を路 受公け団 なは、け れ第 ば ではい。 項の許可を受けた後、 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、 国土交通大
- 5

- 申以請[で詩にな 同 係る 道 路あ
- 2 方公共団
- (道路管理者との協議等)

 (道路管理者との協議等)

 (道路管理者との協議等)

 (道路管理者との協議等)

 (道路管理者との協議等) 第 i き は 収量た なる すの基に成は るみ本か立第 この計かし十
- `~項 速道路」という。)を新設し、又はは第二項の規定により指示された基本ものとみなされる協議を含む。)には第十九条第一項の規定に基づき成は第十九条第一項の規定に基づき成一項若しくは第二項本文若しくは第 は 計か立十 築動画かし七 車にから たので かつず 議
- らか め、 玉 土交通大臣 の 認可を受け ;なければならない。これを変更しようとするときも;るところにより、次に掲げる事項を記載した工事実;前条の規定に基き首都高速道路又は阪神高速道路を; 、施新 同計設
- 路線名及び の X

四三二

事の着手及び完成の事予算 の予定年月日

2

第 七个 速道 同収阪首道 様期神都路 又 像とする。 が問速道路 ではのいる。 ののでは、 (て、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更したについて料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、(公団又は阪神高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

2

るびと料

七个 略

更しようと

料首

と金都す及高

(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)
(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)
(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)
(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首和高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)
(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首和高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等) 徴七へ設にるの七へ維す協項第道

国収 の 可を受け (けなければな) 国土交通省 ならな ίÌ これを変更しようとするときも、 ようとするときも、同様とする。料金及び料金の徴収期間につい又は改築した本州四国連絡道路!

2

第 道の州 路九四 玉 ム第十三条第 本州四国連線 国連絡橋公団の 絡の 一項若しくは第三項、第給橋公団は、第七条の七の行なう有料の本州四国 第十七条第一は日連絡道路の独 R一項若しくは第二項若しく:L基づき新設し、又は改築し、(の維持、修繕等) 、は第八十八名 八条第二日連絡道: 項路のに 規

第 る期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行出条の十七 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に使力るに、(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)(地方道路公社の行なうものとする。)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修治のり、又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事の法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含

着 十一条 (料金の額 の額

ほか、前二項の料金の額の基準は、政令で定める。の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならない。(三項の許可を含む。以下同じ。)又は第七条の八第一項の認可に係る料金の額は、十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可、第八条第一項の許可若しくは第二条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の二条

の額又は徴収期間を変しようとするときは、ひ徴収期間(第五条第 第五条第 労労の日

れを変更. (しようとするときも、 同様と する。 備計画なれ. 画を定めなけれた場合にお. れい ばて なは、 な

の

3 2

玉 こより、当該高速自動車国道[土交通大臣は、高速自動車] の国 改築に関する整備計画を定めなけ道の改築をしようとする場合にお ければならない。9いては、会議の 1。これを変更しようとするときの議を経て、政令で定めるとこ

八の

当条十

同様とする。

4

臣が行う。第二条第二項に規定第六条(高速自動車国道の新設、改(管理) 規定する災害復旧事業、改築、維持、修繕、 、業(以下「災害復旧」といい、公共土木施設災害復旧事 いう。) その他のな 管つ理昭 は和 玉 1土交通-大律

公団法 (昭和三十四年法律第百三十三号)(抄)

第 の予算、 事業計画及び資金計画並びに決算は、 委員会の議決を経なけ れば ならない。

2 第 理事長が国土交通大臣の認可を受けて任命する。事長、副理事長及び監事は、国土交通大臣が任命する。

本計画に

第三十条 国土交通大臣は、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十一条第三項の整備計画に基き、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。 事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書という。)と作成し、決算完結後一月以内に国土交通大臣に提出する道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経土交通大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れればならない。 つ。)を作成し、決算完結後一月以内に国土交通大臣に提出する道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れればならない。 10準用する。 2 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れればならない。 2 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れればならない。 2 公団は、第一項の規定による国土交通大臣に提出するときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れて同じ。)と協議しなければならない。 2 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経れて同じ。)と協議しなければならない。 3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣に提出するときは、正常なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、内国の規定による国土交通大臣に提出するときは、正常なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、「世界教育を関係を関するという、財務諸表を官報に公告し、かつ、「財務諸表」とい、「財務諸表、「関係など、財務諸表を官報に公告」といる。 2 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に規定する道路では、第一次の表において、財務諸表といる。 2 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 3 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 3 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 3 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 4 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 4 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 4 公団は、第一次の表において、財務諸表を解析による。 4 公団は、第一次の表において、財務諸表といる。 4 公団は、第一次の表において、財務諸表に対するときない。 5 公司の表に対した。 4 公団は、第一次の表に対したときは、財務諸表といる。 5 公司の規定による国土交通大臣の承による。 5 公司の表に対するときないの表による。 5 公司の表による。 5 公司のよる。 5 公司の表による。 5 公司の表による。

- 7 -

を資の十 をすることができる債務負の受入に関する特別措の規定にかかわらず、国丁八条のニー政府は、法債務保証) 関務を除く。)に別措置に関するは国会の議決を紹議人に対する政 く。)について保証す関する法律(昭和二十議決を経た金額の範囲対する政府の財政援助 聖することが 二十八年法は 戦囲内におけ 券法 号) 第二条の規定に基づに係る債務 (国際復興開律 (昭和二十一年法律第 き殺し 四 府行 が等のに 証契の

(恩給) 、規法公い四へ約外条 「定律務て十恩を資の 職る十 じの条す 」はのる に て

2

3 続公は職 年 月そ 数のて員員を公公とと

な項 さの れ規 る定

5 は七 の 間十七号 適 用 又

体

付

員 の

替え

5

れ

て設十 規道事

2 2めるところにより、国公団は、前項の規定の [庫又は地方公共団:適用を受ける公団 体に納る 付するものとする。

神 高速道路公団法 昭和三十七年法律第四十三号)) 抄

限

第 九一阪 役条権 は員の任命 公団の7 の予算、 事業計画及び資金計画並びに決算は、 委員会の議決を経なければならな

2 第 基本計画) 副理事長及び理事は、理事長 |十条 理事長及び監事は、同

基副 事長が国土交通大臣の認可を受けて任命する。(、国土交通大臣が任命する。

第三十

第三十条。国土交通大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを第三十条。国土交通大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを第三十四条。公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経ながればならない。 (財務諸表等) (以下この項において同じ。)と協議しなければならない。 (財務諸表等) (以下に関係では、第一項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。 (財務諸表等) (以下に関係)の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 (財務諸表等) (以下に関係) (以下にの項において同じ。)と協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、前項の規定による国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (財務諸表、附属明細書及び事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。) を作成し、当該事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。) を加えている。 (財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、下の条において「財務諸表」という。) を加えている。 (財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属の規定によりは、対策は、対策は、対策を対策を対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表」といる。) といる。 (財務諸表を管理といる。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対策を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対策を対する。) といる。 (財務諸表、対策を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) といる。 (財務諸表を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表対なり、対策を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表対なり、対策を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表対なり、対策を対する。) は、対策を対する。 (財務諸表対なり、対策を対する。) は、対策を対する。 (財務語を対する、対策を対する。) は、対策を対する。 (財務語を対する、対する。 (財務語を対する、対策を対する。 (財務語を対する、対策を対する。 (財務語を対する、対策を対する。 (財務語を対する、対策を対する。 (財務などの、対策を対する。 (財務などの、対策を対する。 (財務などの、対策を対する。 (財務などの、対策を対する、対策を対する。 2

3

4 公項 共の 団規 体定 に提出したによる国 立なければ土交通・ ば大 ならの な済 い認 を受け たときは、 財務 諸表及び第二 項の決算報告書を、 公団

出

基興の

しの条す しはのる

いたは、当い続いて公が続いて公ができる者が、関し、更に

一 用公規 し務定

小第

に

そ一団公規 の項は団定 の遺族の恩給の古頃の規定を準用では、前条第一項図の役員又は職員図の役員とは職員 『の支払に充てる金額を、政令で定める用するときを含む。) 及び第三項の規項 (他の法律の規定において同条同項職員としての就職を再就職とみなす。ける者についての恩給法第六十四条丿 るところにより、国庫又は地方公共団体.規定の適用を受ける公団の役員若しくはで項の規定により読み替えられた法律第七-職 +員 七 号 付で号 すあ附

れ

連 公団法 (昭和四十五年法律第八十一号)) 抄

規定にかかわら 現定にかかわら 現定にかかわら (債務保証) で定める期間、で定める期間、第一環 公団は、第一環 は、第一環 が 公団は、第一環 が 公団は、第一環 が いっぱい かかわら

わらず、い府は、 国法 **|会の議決を経た金額の範囲内において、公団の人に対する政府の財政援助の制限に関する法律**)長期借: (昭和| 三人金又は債券に係る債務 二十一年法律第二十四号) (国際復興 第三条の

づ開 条府行 5の認可を受けなければならない。公団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供し、公団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供し、保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一 号) 第二条の規定に

四 交通大臣 又は担保に供しようとするときは、

規定則

(経過規定)

定に よる貸付金の償還方法は、政令で定める。)一部を無利子で貸し付けることができる。、当分の間、予算の範囲内において、公司

昭和三十一年法律第六号)

十条 総裁及び監事は、(役員の任命)日本道路公団法(昭和三 国土交通大臣が任命する。

2 条諸裁 表及 等び Ĭţ 裁 が 国 |土交通大臣の 認 可を受けて任命する。

2 3 「置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に 「別話表、附属明細書及び事業報告書並びに前項のに 「は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を以 「は、前項の規定による国土交通大臣の承認を以 「は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣」 「は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣」 を作成し、決算完結後一月以内に、国土交通大臣」 「条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照 『覧に供しなければならない。 『『「ではいればならない。 『『「ではいなければならない。 『『「でででででででででいるは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつだが、のでででででででででいる。 『『「では、これに予算の区分に従い作成した当該のでは、まれにでは、これに予算の区分に従い作成した当該のでは、まれにが関係をでは、これにではない。 『「の条において「財務諸表」といい。

-一号) 第二条の規定に基づき政党券に係る債務(国際復興開発銀行) (昭和二十一年法律第二十四号) 府行 が等第保か三 証ら祭のの

(思給) (思格) (是格) 《定を準用するときは、前項の規定により読み替えられて定を準用するときは、前項の規定により読み替えられり」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員と週用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。トこの条において「公務員とみなされる者」という。)赤に規定する公務員(以下この条において「公務員」と

2

3 数のて員員を公公とと

達する者については、適用しないものとする。(員又は職員となるまでの公務員又は公務員と読み替えられた法律第七十七号附則第十条第 みー な項 さの れ規 る定

「外貨債」という。)に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることがする債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行21条 略(外貨債務の保証) できる。

六五四三

ロイ

政 『をすることができる。 「特別の法律により債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について、付は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行することができるもの「団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができる法人及び地方、注 はの定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人地方公共団体地方公共団体 関除協力銀行 て保証 方公共

三 法律の定めるところにより、圣二 国に対する貸付け 国債 (財政融資資金は、次に掲げる(財政融資資金の運用) |十六年法律第百号) (抄)

3

契約

次に掲げるものに運用することができる。

予算について国会の議決を経、 又は承認を得なければならない 法 人の発行 する

地方

外 玉

他

政

2

二十四条 略 (中期経営計画)日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)(抄)

2 第

3

画 に おい ては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

郵便貯金

の利子を含み、

日常の払戻しに必要な資金を除

以 下

郵便貯金資金」

とり

兀 つ。) の運用計画郵便貯金の預り令 金

う。

五

4 8

ため、 利率、 償還 の 期

又は承認を得なければならない法人の発行す

「金融債」という。)は連合会(次号及び第六号においていことができるものの発行する債券「、口に規定する法人及び地方公共

頃に規定する特定 社 債 を L١ う。

第四十六条第 号に

お

その他の条件を標準化して設定、定款の定めるところにより、いて「外国政府等」という。) 定 <u>し</u>外の た国発

も

政令で定め る 法 人に 対

利であって、政令で定(第四号イ及びリに規 んめるものなべ定する標準 を準 い物

4引であって、政令で定めるものに3外国為替相場により実行する取引て、その売買契約に基づく債権の3 |該当する||37(金融先: 変形生、変| 金融先 も物更 の取分

(立させることができる権利をいう。て外国通貨をもって表示される支払) の段 取の

イ特定 ただし、 運用方法 を

、同項に規定な律第七十四日 **烷定する投資** 1号)第二条

置に必要な費用に充てるた め の 資 金の 融

第 ·四(十· → 簡二 てはならな

いて一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」といき決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係う。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路で(道路の区域の決定及び供用の開始等)(道路の区域の決定及び供用の開始等)(道路、(昭和二十七年法律第百八十号)(抄) という。)にお関係地方整備局く、道路の区域時間では、といいるをでいる。

第 ~十四へ 等用道路以外で 名と連結させた -八条の二第一 -八条の四 1十八条の四 八十道略 、の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式をの他の者であるときは当該自動車専用道路のでようとする場合においては、当該管理者が道路第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路只一道路等 (軌道を除く。以下本項及び第四十八名1動車専用道路との連結又は交差) 万式で交差さ! の道路管理者である の人第二項 差させようとする場合埋者の許可を受けなけであるときは当該自動路の部分(以下「自動路二項中同じ。)の管 合け動動管にれ車車型 おば専専者 いな用用は でら道道路道 5、同様5 の道路管で という。

2

略

- 17 -